

## ナビゲーション・インストラクター規程に関するガイドライン

公益社団法人日本オリエンテーリング協会

普及・指導委員会

ナビゲーション・インストラクター資格認定小委員会

ナビゲーション・インストラクター（以下「NI」という）規程に関連する基準を以下の通り定める。

### 第1条 NI養成講座の受講条件

NI規程第8条第2項に記載される「地図を使った十分なアウトドア活動経験」は以下のいずれかの条件を満たしていることを基準とする。

- ・ ナビゲーションスキル検定（ゴールド）9点以上合格
- ・ オリエンテーリング競技歴10年以上（年5回程度の出場を継続）
- ・ 日本オリエンテーリング選手権（個人競技）出場経験
- ・ （公社）日本オリエンテーリング協会認定資格者（オリエンテーリング・インストラクターを除く）
- ・ （公財）日本スポーツ協会「山岳コーチ1」以上の公認スポーツ指導者
- ・ 日本山岳ガイド協会登録ガイド
- ・ 公募されたナビゲーション講習での指導経験がある
- ・ 上記に相当する経験を有する

### 第2条 NI養成講座の一部免除

NI規程第8条第3項に記載される「養成講座の一部を免除」について以下の通り定める。

#### 1. 免除対象者

以下の者を免除の対象とする。

- ・ （公社）日本オリエンテーリング協会認定資格者（オリエンテーリング・インストラクターを除く）
- ・ （公財）日本スポーツ協会「山岳コーチ1」以上の公認スポーツ指導者
- ・ 日本山岳ガイド協会登録ガイド

#### 2. 免除内容

NI養成講座の内容は、以下の①～⑥で構成されている。

- ① ナビゲーション指導の要点
- ② ナビゲーションスキル検定について
- ③ 屋外講習の計画と実践
- ④ 屋内講習の計画と実践
- ⑤ 資料や地図の作成について
- ⑥ 講習会のアシスタント

第1項で示した対象者に対して、それぞれ以下の項目を免除とする。

- ・ （公社）日本オリエンテーリング協会認定資格者  
・・・⑤および⑥
- ・ （公財）日本スポーツ協会「山岳コーチ1」以上の公認スポーツ指導者および日本山岳ガイド協会登録ガイド  
・・・⑥

### 3. その他免除対象

その他特段に考慮すべき実績がある受講者に対しては、N I 資格認定小委員会の検討を経て、普及・指導委員会が他の項目についても免除することがある。

## 第3条 N I 認定要件

N I 規程第4条第2項に記載されるN I 「認定に必要な基準」について以下の通り定める。

- ① 最低12時間からなるN I 養成講座を受講すること。
  - ② N I 養成講座で要求される所定の課題をおこなうこと。
  - ③ N I 養成講座講師（マイスター）が講師を務めるナビゲーション講習においてアシスタントを務めること（免除者を除く）。なお、原則としてアシスタントへの謝金・交通費の支給はない（一部支給される講習もある）。
2. 希望者は、第1項に基づく申請をN I 資格認定小委員会に行う。普及・指導委員会は、N I 資格認定小委員会が認めた者をN I として認定する。

## 第4条 N I 養成講座講師（マイスター）委嘱に関する要件

N I 規程第7条第2項に記載される「N I 養成講座講師（マイスター）」は、原則として以下の①～③の条件を満たす者とする。

- ① N I であること。
  - ② 読図に関する講習会（または研修会）等の講師を、累計で30日以上していること。また、そのうち2分の1は参加者が公募されたものであること。
  - ③ N I 養成講座のアシスタントを務めた経験があること。
2. 委嘱にあたっては、(a) これまでの読図活動について簡単な履歴、(b) 講師をしたことがある講習会（または研修会）等について、名称・期日・場所・主催団体が記載されたリストをN I 資格認定小委員会に提出する。普及・指導委員会は、N I 資格認定小委員会が認めた者を「N I 養成講座講師（マイスター）」として委嘱する。
3. （公社）日本オリエンテーリング協会の会員または理事会の推薦を得た者は、第1項③を免除して第2項の手続きを実施することができる。

## 附 則

- ・ 本ガイドラインは、令和8年4月1日に制定し、施行する。
- ・ このガイドラインの制定をもって「ナビゲーション・インストラクター規程に関する内規」を廃止する。